

高等教育進学費用と扶養

三宅篤子

1. はじめに
2. 扶養法における高等教育費用に関する学説
3. 高等教育費用に関する判例
4. 高等教育の現状
5. おわりに

1. はじめに

文部科学省の調査によれば、令和元年度の大学・短大進学率は58.1%、大学（学部）進学率は53.7%、専門学校進学率は23.8%であり、高等教育機関への進学率は82.8%と過去最高になっている⁽¹⁾。また、科学技術と社会の関わりが深化・複雑化している知識基盤社会において⁽²⁾、高等教育を受けることは、子が経済的に独立して自己の生活費を獲得するためにも重要な要素となっているため、高等教育の修学支援新制度が2019年5月10日に通常国会で成立し、2020年4月1日より実施され、低所得世帯を対象に高等教育無償化も始まった。さらに、平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、2022年4月1日から施行される。今後、高等教育を受ける大学生は、全てが成年年齢に達しており、親権から脱しているということになる。他方、厚生労働省の調査によると、2016年において、未成年の子が

いる離婚件数は、12万6000組で、親が離婚した未成年の子の数は約22万人となっている⁽³⁾。

本稿は、まず、扶養法の平面において高等教育費用の負担についてどのような議論がなされてきたのかという観点から学説と判例を検討し、次に、高等教育を受ける必要性が高くなっている現状を概観し、意思能力および行為能力を十分に有した若者に対して誰がどのように支援をするべきかについて考察することを目的とする。

2. 扶養法における高等教育費用に関する学説

(1) アメリカ法からのアプローチ

子の高等教育費用の負担という問題を我が国の扶養法の議論に影響を与えたのは、アメリカ法である⁽⁴⁾。「子に大学教育を受けさせることが一般化しつつアメリカでは、大学教育の費用も父親が扶養義務の一部として負担しなければならないかが問題とされる。父親の負う子に対する扶養義務は生活必需品を供することであって、大学教育は生活必需品でないからとして、これを否定する裁判例もあるが、近時はこれを肯定する裁判例がふえている。次に、大学教育の費用は成年に達した者にも必要とされるから、大学に通っている成年の子に対して父親はその費用を負担しなければならないかも問題とされるに至った」⁽⁵⁾と説明されている。生活必需品 (necessaries) とは、コモンロー上、父親がその未成年の子に対して供する義務を負うものをいい、この中には、衣・食・住及び医療のほかに、一定の教育を含むものと考えられ、この義務は父親の子の監護に対する権利、あるいは子の財産及びサービスに対する権利に対応するものとされたが、今日では、親子関係 (parentage) そのものに基づくものとされ⁽⁶⁾、婚姻関係にかかわらず、生まれた子どもに対する扶養義務は親双方にあり、扶養の対象となる子どもに嫡出子、嫡出でない子の区別なく、未婚の妊娠、出産、または離婚といったいかなる家族形態においても、親双方に法

的義務があることが立法により明示され⁽⁷⁾、子どもの扶養 (child support) すなわち子どもの養育費支払いは、親の権利を有する親に課せられた義務であるとされる⁽⁸⁾。

生活必需品を構成する教育の程度及び期間は、アメリカ社会が農業社会から工業技術社会に発展するとともに変化する相対的な問題とされ、裁判所が考慮した最も重要な要素が教育の普及ということであった⁽⁹⁾。裁判所は、大学教育を生活必需品と構成するに際して、親の教育程度、その子の大学教育に対する期待が通常であるような家庭環境であること、子がすでに私立高校のような上質な教育を受けていたこと、子にすぐれた学力がありかつ大学教育に対する強い希望を示していることと、不当な困難を課さないような経済的財源を非監護親が有していること、両親の経済的財源、子の収入、家庭の破綻がなかったならば子が有していたであろう生活水準、家庭の破綻によって子が被る不利益などの経済的及び社会的要素を考慮してきた⁽¹⁰⁾。

(2) 教育を受けさせる義務の内容と範囲

これについて、「教育基本法は普通教育の期間の9年と定めているが(教育基本法4条)、憲法は子の『教育を受ける権利』にはなんら教育の期間の限定をおいていない。したがって、教育基本法の規定は保護者の義務年限で、子が教育を受ける有効年限ではないとする解釈もある。具体的には親が負担する監護教育に要する費用は、その子が社会人として精神的、肉体的に成長するに要する費用を指し、家庭・社会・学校教育費も含まれられるが、その中に大学教育といった高等教育を受けるに要する費用も入るかである」⁽¹¹⁾という問題提起をした学説がある。高校進学率が93%と高くなった現状に応じ、「親が子に負担する教育を受けさせる義務は、義務教育終了までを必要最小限度として通常は高校卒業までとなる。しかしながら、教育を受けさせる親の義務は子が自活できる能力を取得するに必要な教育を受けさせる義務にかぎられるのではなく、子の生来的な教育

を受ける権利に対応する義務として、その能力の発達の可能性を追求することを積極的に援助する点にある。したがって、その子の能力からみて、また、扶養義務者たる親の経済状態に照らし、大学教育を受けることが子の福祉に適するかぎり、親は大学卒業までの教育を受けさせる義務を負うと解すべきであって、親ないし近親者が大学教育を受けているか否かは考慮する必要はない。…いずれにせよ、親に扶養能力があり、子に大学進学能力があって、大学教育を受けさせるのが子の福祉に適うという事情があれば、男女をとわず、大学卒業時を終期とする扶養義務を認めるべきである」⁽¹²⁾と説明する。

(3) 親の教育費用負担の法的性質

子の教育費を親が負担した場合、それは法的に何を意味するのかという観点から論じた学説があり、贈与説と扶養説に分けて検討している⁽¹³⁾。贈与説は、単純贈与とみるものと「生計の資本として」の贈与とみるものに分けられるとする。単純贈与説は、「親の責任は、高等教育に要する費用の負担までは要求されていないので、もし仮に負担するとしても、それは、親の側の意思に基づく贈与であると解する考え方」⁽¹⁴⁾であるとする。「生計の資本として」の贈与は、民法903条が「共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるとき」の相続分の計算方法を示しているが（特別受益の相続分）、普通教育以上の学資を被相続人が支弁していた場合に、それを特別受益に入れるか否かについて見解が分かれ、その本人にとって将来の生計の基礎や生活能力取得の基礎となるものであるから、親の資力いかにかわらず、高等教育の学資は、生計の資本としての贈与とみる見解と、親の資産、社会的地位を基準にしたならば、その程度の高等教育をするのが普通だと認められる場合には、そのような学資の支出は親の負担すべき扶養義務の範囲に入るものとみなし、それをこえた不相応な学資のみを特別受益と考える見解があるとする⁽¹⁵⁾。それに対して、扶養説は、民

法820条は、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と規定しているが、一般には、子自身に財産があればそれから支出されるべきで、子の財産より生ずる収益が監護教育に不足する場合には、子の財産中よりこれを支出して差し支えないと解され、子に財産がないときには、監護教育費用の負担は扶養義務の履行としてなされることになるとする⁽¹⁶⁾。これら諸説を検討した上、憲法26条の定める「教育を受ける権利」との関連を考慮し、その生存権的立場から、その経済的側面である教育費の負担については、奨学制度のより良い充実を要求することなく、扶養義務としてとらえ、問題を矮小化することはさげなければならないが、「現段階においては、依然家族法領域における検討も必要とならざるを得」ないとする⁽¹⁷⁾。さらに子の教育権が問題となり、子どもの教育に当たっての親の法的地位は、子どもの教育を受ける権利に対応して考えるべきであるとする⁽¹⁸⁾。民法旧規定959条には、「扶養ノ義務ハ扶養ヲ受クヘキ者カ自己ノ資産又ハ勞務ニ依リテ生活ヲ為スコト能ハサルトキニノミ存在ス自己ノ資産ニ依リテ教育ヲ受クルコト能ハサルトキ亦同シ」と規定し、その教育の程度は義務者の扶養能力との相関として考えられており、現行法上も妥当する面を持つとする⁽¹⁹⁾。さらに、「教育の資金を供与することも扶養の一の内容である。此処に謂ふ教育を幼年者に対する所謂義務教育に限らむとするは扶養権利者に対して苛酷に過ぎる。更に程度の高い教育も扶養権利者と義務者の身分関係と、其社会上の地位、義務者の資力が之を相当とするときは、義務者に対して扶養として之を受けるに必要な資料を要求し得るものと思う」⁽²⁰⁾という見解や、「扶養の程度については、例へば兄弟姉妹は衣食住だけでよいとし、又教育でも小学教育とか職業見習とかいふ風に範囲を限ることも考へられる。併し『今日カラノ社会ハ唯飯ヲ喰ツテ生キテキル丈ケガ生活デナイ命を繫イデ其上ニ良イ人間ニナルヤウニシテヤラナケレバイカヌ、ソレニハ資力ガアレバ中学モ大学モ履ンデ往ケルヤウニシテヤル方ガ宜カラウ』といふので広い規定にしたと梅氏は説明してゐられる（法典調査会第165回）。それで生活の最

小限度を給すればよいといふのではないやうである」⁽²¹⁾という見解を総合して、「親が子に高等教育を受けさせ、その教育費を負担することは、親の義務であると思われてならない」と述べている⁽²²⁾。

子の大学教育費用の負担という問題に焦点を合わせて、親子間の扶養義務の性質を検討した学説があり⁽²³⁾、親は子の専門教育を管掌すべき地位にあるとして、その専門教育は親が負担すべきことになるかどうかについて、専門教育を受けるまでに成長した子を、一人前の社会人として自活できる能力をすでに備えているとみるか否かが問題解決の決め手となるとし⁽²⁴⁾、二つの考え方が可能になるとする。一つは、「子はすでに自活能力を有するものとみる考え方に徹し、子はまず自分自身の資力と労力によって教育費用を充足すべきであり、それで足りないときにはじめて、親は自己の経済力の可能な範囲内で扶助すればよいと考える考え方である。その考え方によれば、親が子の専門教育費用を負担するのは、伝統的扶養理論にいわゆる生活扶助の義務であるということになる。したがって子に財産がある以上、未成年者であれば親が法定代理人としてその財産を売却して子の専門教育の費用に使うことができるし、子が成年に達していれば、自己の判断にもとづいてまずその財産を教育費用に当てるべきことになる」⁽²⁵⁾という考え方である。二つは、「専門教育をうけるために大学に進学する子は、一般的には、まだまだ社会人として未完成で、一人立ち出来る能力を有するとはいえないとみる見方である。この考え方に立つと、専門教育の費用も、普通教育に準じて（あるいはその延長として）親の負担とすべきだという考え方に傾く。子に専門教育をうけさせるのは、親の身上監護権の延長線上の問題であるという考えに徹した発想であり、いわゆる生活保持義務的発想である」⁽²⁶⁾であるとし、後者の考え方は、親に大きな犠牲を求めることになるので避けるべきと説明する。そして、「大学教育をうける子の教育費負担は、子が未成年者であるか成年であるかに直接左右されることなく、基本的には生活扶助義務的問題として対応」すべきであるが、「子の大学進学の有無は親の管掌の下に進められるのが普通」で

あるから、親の負担とするにあたっては、①子はすでに親の地位相応の普通教育（ここでは高等学校の教育も普通教育に含める）をうけており、子の能力からみてそれで満足すべきだと考えられる場合、②家庭の仕きたりとか、親の教育方針とかいった事由によって、子の才能を抑え、普通教育で満足させている場合、③親の経済的事情から大学進学を断念させている場合、④子が親の助言と援助を断って大学への進学を拒んだ場合などについても斟酌する必要があると説明する⁽²⁷⁾。

（４）扶養義務二分論との関連

家族法の大家として有名であった故中川善之助教授が提唱された、扶養義務二分論、すなわち、親族間の扶養義務を生活保持義務（以下、保持義務という）と生活扶助義務（以下、扶助義務という）の2つに分ける考え方⁽²⁸⁾を基軸として、子どもの養育義務の継続期間という観点から、親は大学生の子どもの学費を負担する義務があるかについて論じた学説がある⁽²⁹⁾。成人後に大学の学費を含めた扶養義務を法的に負わせるのは、中川説の二つの義務のうち、どちらに入るかについて、「軽い方の扶助義務とすれば、（言い換えれば、大学生を成熟した存在とすれば）、『相手の生活困窮』という要件と『自己の生活を犠牲にしない範囲でよい』という要件からいって、学費支出義務を認めることは難しいはずである。『生活困窮』の援助に大学まで出すということが含まれるとはどうてい考えられないし、学費は一般に相当な額にのぼるから（私立大学はもちろん、最近では国立大学であっても。さらに下宿させた場合の生活費も含まれるとすれば大変である）、『自己の生活を犠牲にしない』という要件を満たすのも容易ではないからである。したがって、実際の判例やこの問題に関する論述を読むと、大学生の学費や生活費は成人後であっても例外として保持義務の一部として認めるという態度がとられているように思われる」⁽³⁰⁾と説明する。そして、保持義務を内容とする扶養を子どもが得ることのできる期間は子どもの年齢だけで定まるわけではなく、実際には、子どもの需要・親の経済状

態その他一切の事情が考慮され、「わが国の裁判所で大学の学費や生活費まで含めた扶養義務が認められることがあっても、それはすべての子どもにそういう『権利』があるという趣旨ではない。保持義務とは、親が『自己と同程度の生活』を子どもに保障することであるから、親自身の経済状態や学歴を考慮したうえでの判断となる。言い換えれば、結論はその家＝『ウチ』の事情に従って異なるのである。もちろん、ない袖が振れないことは明らかである。親の経済状態が千差万別なのは子どもの運・不運であり、極端に言えば、裕福な親が30歳を過ぎた子どもに対して学費・生活費の一切を支出するという現実もあろう。逆に、貧しい親をもった子どもは中学を終えると働きに出るかもしれない。だが、現実にあるその区別（あえて差別といわないまでも）を法によって裏打ちする必要があるだろうか、というのが私の疑問である。法は現実を承認するだけではなく、現実を越えた規範を定立するものではないか。とりわけ、実際に扶養を命ぜられる金額だけではなく（それについてはない袖という議論が妥当する）、扶養の期間まで子どもによって変わるということには強い疑問を覚える。一方で、15歳や18歳までしか扶養を受ける権利を認めず、他方で成人を過ぎても親に扶養義務がありとすることは、見方を変えると、一部の子どもが幼くして働き始めることに法的配慮を示さず、他の一部の子どもが未成熟であることを奨励しているように見える」⁽³¹⁾と説明される。また、この学説は、アメリカの判例を分析し、次のように述べる。「仮に両親が離婚せずに、ただ成年後の子どもの学費・生活費の援助を拒んでいるとすれば、アメリカの裁判所は親に支払を命じたりしない。子どもは自らの力で大学を卒業すべきだとするのが親の考えかもしれないし、あるいは大学教育の意義自体を認めない趣旨かもしれない。いずれにせよ、このような問題に裁判所は容喙しないのである。それは親と子（家族）の問題（family privacy）であるという態度がとられる。だが、離婚した夫婦の間の子どもについては、現実には離婚による苦労がふりかかっており、その中には教育の機会に恵まれにくくなったという条件も含まれる。裁判所は、その緩和を目的と

して子どもの利益の保護を図るのである。これは、親が離婚していない場合は成年後も学費の援助を受ける子どもが多いという現実を踏まえて、親が離婚による不平等を避けるという趣旨であり、かつすでに家族が離婚によってこわれているという意味で裁判所の介入をおこないやすいということでもある。』⁽³²⁾そして、この学説は、子どもに対する親の扶養義務の存続する期間について、日米の比較をし、相違点を挙げる。

(5) 未成熟子性

高等教育を受ける大学生が未成熟子か否か、親はその子に対してどのような扶養義務を負うのかという観点から論じた学説がある⁽³³⁾。親の子に対する扶養義務は、子が未成熟子か否かで扶養の程度が区別され、『未成熟』という言葉は、扶養法上の概念であり、私法上、公法上の行為能力の区別である『未成年』とは異なる。子供の成長発達過程では、身体的成熟、精神的成熟、経済的成熟の三つが重要である。未成年の概念は、これらの平均的成熟の到達段階を統一した年令として法的に認定したものである。具体的個々人においては、成長発達段階の違いがあり、法分野においては、その法の適用との関係で、身体的成熟、精神的成熟、経済的成熟のいずれに力点をおくかとも関連して、成長段階の認定も異なりうる。扶養は、自らの力では生活して行けない人に対する経済的援助であるから、自ら稼働により自活できる能力を持つか否かという経済的活動への成熟いかんが判断の基本的要素となる。しかし、稼働能力があるからというだけで成熟と判断すべきでなく、未成熟とは『身体的・精神的・社会的になお成熟化の過程にあって稼働労働に従事すればその健全な心身の発達を害されるおそれがあるため稼働労働就労を期待しがたく、そのため第三者による扶養を必要とするような期間、いわば労働科学でいわゆる最低生活扶養期間に属する年齢層の子をいうもの』⁽³⁴⁾と説明され『高校進学率が高まって高校教育が義務教育化している現在では、高校卒業時の18歳程度までは、一般にこれに対して稼働を期待しえないから未成熟子とみてよい』⁽³⁵⁾とい

うことになる。また、児童福祉法が、満18歳未満を『児童』として『ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない』（児童福祉法1条2項）⁽³⁶⁾としていることも、満18歳程度が成熟年令として妥当性を示している。しかし、満18歳に達しても、高等教育の就学途中で就労は期待出来ないから、未成熟子の限界の平均的水準を満18歳とするより、高校卒業とするものが適当である⁽³⁷⁾と説明される。その上で、成熟の度合いは個人差があるので、「高校を卒業しても、身体障害、学業その他何らかの事情で稼働を期待することが酷である場合には、成年に達するまでは未成熟子とみなしてよいであろう。大学生は身体的、精神的には成熟しており、経済的にもアルバイトで学資や生活費を稼げないわけではないので、一般的には未成熟子ではない⁽³⁸⁾」とし、裁判実務では、未成熟子の判断は、扶養料支払いの終期との関係で考慮されていると説明される。

（6）高等教育費用負担の諸事情

子の高等教育費用の負担という問題に関する学説や判例を整理し、保持義務性、未成熟性、有責性、その他の問題から詳細に分析・検討した研究がある⁽³⁹⁾。それによれば、この問題に対する裁判例の傾向は、概して、親が子の高等教育費用を負担することに肯定的であるが、それぞれのケースからは細かな諸事情が読みとれるとする⁽⁴⁰⁾。それは、第1に、「子に自己の稼働収入、財産収益、元本財産によっても生活を維持できない状況があるのか」ということであり、「子に元本財産、財産収益がない場合がほとんどであろうが稼働収入は期待できるので、その範囲内においては親の扶養は軽減されることが多かろう」とする。第2に、「親に資産・収入があるか」ということについて、親に潜在的稼働能力しかない場合の対応であるが、「親の当該生活を害しない限度において合理的に期待可能な稼働をしたならば有していたであろう資力が、その親の最低限度の生活を維持してなお余力がある限り、義務は免れないとして、潜在的稼働能力も資力とすべき」とする。第3に、「子の大学進学希望が、今までの子の生育

してきた家庭環境あるいは家庭事情からしても相応なものなのか」ということについて、「親及び近親者の学歴・経歴・職業・社会的地位や大学進学に関する親の承諾等といった事情も、子の上限として維持されるべき扶養の程度との関係で積極的に考慮すべき」とする。第4に、「そもそも子に大学進学的能力及び学習意欲があるのか」ということについて、「大学在学中の子にあってはすでに子に能力ありとすべきであろうし、浪人中の場合であっても、将来の職業のための準備教育として、浪人をしてまでも当該大学に入学することがその子の素質・能力・学習意欲からしても相当である限り、肯定すべき」とする。第5に、「親と子の間に、相互の愛情と信頼から成り立つ親子関係があるのか」とについては検討中であるが、「現在のところは、当該事情は原則的には考慮事由とすべきではないとし、子による一方的有責性が明白であり、かつ当該有責性が、将来における自然な親子関係を破壊する程度に高度なものである場合にのみ、一つの考慮事由になる」と解している。

3. 高等教育費用に関する判例

高等教育費用について、婚姻費用の分担、子の監護に関する処分、扶養及び契約に基づくもの等様々な方法で請求されているが⁽⁴¹⁾、本稿では、筆者が注目した3つの判例を検討する。

①奈良地葛城支部判決昭和30年9月1日⁽⁴²⁾

事件名は、「契約に基づく学資金請求の件」であり、被告は、実父でその地方の富農であり、原告は四男である。奈良地葛城支部は、「成績のよかった原告はかねてから大学進学の希望をもっていたが、頑固な父の容れるところとならなかった。たまたま関西大学の入試に合格したので進学希望はいよいよ固く、母と次三男がこれを応援したので、家族は古い観念を守る父と長男、控え目ながら新しい観念を主張する母と次三男に分かれて

争った。親戚の仲裁で、昭和23年の入学間もないこと、父は毎月4千円ずつの学資金を贈与することを約しはしたが、とうとう一文も出さなかった。そこで、昭和24年2月、訴訟が奈良地方裁判所葛城支部に提訴されたが、6年ぶりで下された判決は、学資金の約束を贈与とみて、原告の敗訴としたのである。子に訴えられた父は、学資金は贈与であり、書面によらない贈与だから取り消すと抗弁したのであるが、裁判所はこの抗弁を取り上げたわけである」⁽⁴³⁾

家父長的な考え方が残り、高等教育を受ける者が少ないという戦後間もない頃に出された判決であるが、高等教育費用が贈与としても認められなかった。

②福岡高裁決定昭和47年2月10日⁽⁴⁴⁾

事実の概要は以下の通りである。原告人 X₁男、X₂女の母親 A と父親である相手方 Y は、昭和49年9月に X₁X₂の親権者を A と定めて離婚した。Y は外科医で、病院を開業し、離婚後、再婚し一子を儲けているが、昭和43年度の所得額は816万円余であり、高額の所得を得ている。X₁は昭和42年3月に高校を卒業し、43年4月に大学に入学し、現在在学中である。X₂は42年3月高校を卒業したが、大学進学希望をもちながら、大学受験に失敗を繰り返し、昭和43年12月に成年に達した。X₁X₂はそれぞれ大学卒業を終期として扶養料を請求した事件の原告審である。原審では認容しなかったのに対し、本決定は取消し自判している。本決定では、父親の扶養義務の存否について「親は、自ら独立して生活を維持できない子に対し、その生活の保持をなすべき義務を有するものであることは、親子間における社会倫理的な義務であるばかりでなく、法的義務としてもこれを是認すべきものと解すべきである。しかして、父母が離婚するに際し、一方(母)を親権者と定めて離婚した場合、民法820条によれば、親権を行う者において子を監護および教育する義務を負うことになるが、右は子の監護および教育について事実上その労を取るべき者を定めたものであって、そ

の者において監護教育に必要な費用を負担すべき義務のあることまで定めたものとは解されない。したがって、親権を行う者が、その親権下にある子の生活保持としての扶養の義務を負っていることは勿論であるけれども、親権者でない他方の親もまた、親として右扶養の義務を負うものであって、その負担すべき扶養料については、その両方の親の資力、収入生活状況ならびに子自身の生活状態その他一切の事情を考慮して決すべきものと解する」と判示する。成年に達している浪人中のX₁女について、「同抗告人は、扶養の終期は同抗告人が大学を卒業する昭和46年6月3日までとすべき旨主張するが、抗告人X₁は、高校卒業後大学進学の希望を有して、大学を受験したのであるが、その都度失敗し、現在に至るまで大学に入学できず、成年に達したものであることは前記認定のとおりであるところ、高校卒業後成年に達する以前に大学に入学したというならば格別、特別事情の認められない本件において、女子が成年に達した後も、永年浪人生活を繰返してまで大学に進学しなければならない社会的合理的な理由を肯認できず、また、現在の社会においては、女子といえども成年に達すれば、自らの手で自己の生活を維持できる能力を有するものと認むべきであるから、抗告人X₁に対する扶養の終期は、同人が成年に達する昭和43年12月までと認めるのが相当であり、それを超えて同人が大学を卒業する時（昭和46年3月）までとする抗告人X₁の主張は採用できない」として、その扶養請求を認めなかった。これに対し、大学在学中のX₂男については、「現在のわが国の社会において、男子の場合、その子に大学に進学の能力のある限り、その子に大学教育を受けさせるのが、普通教育における世間一般の通例となっているものと認められるところ、前記の如く、父である相手方は医師であって、社会的地位もあるのみならず、子に大学教育を受けさせる資力も十分にあるものと認められるのであるから、相手方は、その子X₂が大学に入学した以上、同人に大学教育を受けさせることは親としての義務というべく、その資力ならびに子X₂の必要の度合等に応じ、同人が大学を卒業するまでに必要な費用の一部を負担すべき義務があるものと

認めるのは相当である。そして、そのことは原告人 X₂が成年に達したことによって影響を受けるものではない。したがって、原告人 X₂に対する扶養料としては、本件申立の日である昭和40年3月1日以降同人が大学を卒業するまでの間につき、相手方に相当額を負担させるべきである」とした。

親権者でない親も、親として生活保持義務を負い、親の社会的地位（本件において父親は医師である）や資力を考慮し、医科大学在学中の子 X₂の生活費および学費の支払いを父親に命じている。他方、X₁の扶養料が認められなかったことについては、女子だからという理由で高等教育費用を支払う必要はないというのは、憲法14条の法の下での平等に反するし、浪人中であったという理由だけで認めないということも不当である。本人の能力と意欲を十分に吟味した上で、高等教育費用を支払うべきか否かを判断すべきである。

③大阪高裁平成決定30年3月15日⁽⁴⁵⁾

最近出された判例であるが、事実の概要は以下の通りである。原告人 Y₁と X₂は、未成年者 X₁の親権者を X₂と定めて平成12年に協議離婚した。X₁は、Y₁に対し、扶養料の支払を求める調停を申し立て、Y₁は X₁に対し、扶養料として平成19年から X₁が20歳に達するまで月額3万円を X₁名義の貯金口座に入金する方法により支払う旨の調停が成立した（以下「前件扶養料調停」という）。X₂は、Y₁に対し、平成25年、養育費の支払を求める調停を申し立てたが、不成立となった。大津家裁長浜支部は、X₁が私立高校に進学したことを考慮して、前件扶養料調停に加えて、Y₁は、X₂に対し、X₁の養育費として、同年から X₁が20歳に達するまで月額1万円を支払うよう命じた（以下「前件養育費審判」という）。X₂（私立J大学卒業）は X₁の高校卒業と4年制の私立H大学への進学とその学費の負担について連絡を入れるなどしたが、Y₁（私立K大学を中退し、L短期大学において教員免許を取得）からこれについて同意を得られなかった。X₁と X₂は Y₁に

対し、平成28年、 X_1 が大学に進学したとして、前件扶養料調停と前件養育費審判の各増額変更の調停を申し立てたが、いずれも不成立となった。 X_2 は、主に、図書館司書（非常勤）として稼働し、英会話教室を営んでいる。 Y_1 は公務員（中学教員）であるが、亡父の連帯保証債務を含む500万円以上の負債を抱えていたことから、大津地方裁判所長浜支部に破産手続開始の申立てをし、同裁判所は、原審判後である平成29年4月×日、 Y_1 について破産手続を開始し、破産管財人として Y_2 を選任した。抗告審では、 Y_2 は、本件のうち、破産手続開始決定前に履行期が到来する既発生の扶養料と養育費の請求に係る部分につき受継した。 X_1 は、 X_2 宅から片道2時間かけて大学に通学し、長期休暇中に週2日のアルバイトを開始しているが、平日にアルバイトをすることは困難な状況である。他方、 X_1 は、幼少よりフィギアスケートを習っており、上記大学のフィギアスケート部に所属し、大会や合宿に参加している。

X_1 と X_2 は、 Y_1 に対し、 X_1 の大学進学を理由として支払の終期を大学卒業時までとすること及び学費の支払を求めた事件である。

大阪高裁は、「 X_1 は、大学に進学しており、その生計の糧は、 X_2 の収入と将来返済しなければならない奨学金であり、父母の扶養を要する状態にある。そして、 Y_1 （父）は、複数の大学に在籍し、教員免許を取得したとの学歴等を有し、 X_2 （母）も、私立大学を卒業している。このような X_1 の状況やその父母の学歴等に照らすならば、 Y_1 の扶養料等を分担すべき終期は、 X_1 が大学を卒業する月（平成32年3月）とするのが相当である」として、両親の学歴を考慮しつつ、 Y に学費の負担を命じる。また、「前件扶養料調停と前件養育費審判の定めを前記（2）エに従って変更することになるが、その方法としては、 X_1 が平成29年×月に20歳に達し、前件養育費審判の終期が到来したのを機に、 Y_1 の扶養料等に関する債務名義を一本化するのが相当である。そして、 Y_1 が前件扶養料調停及び前件養育費審判で定められた扶養料を遅滞なく支払っていることに照らし、前件養育費審判の金額及び終期は変更せずそのまま維持し、当審で定めた上記

分担額と金額を変更する方法により調整することとする」として、子である X_1 の扶養料と親権者である母 X_2 の養育費を、 Y_1 の扶養料等に関する債務名義に一本化した。

4. 高等教育の現状

(1) 高等教育の必要性

文部科学書『令和元年度文部科学白書』⁽⁴⁶⁾は、第5章「高等教育の充実総論」において、「グローバル化や少子高齢化の進展に加えて Society5.0 の実現に向け大きな産業構造、社会構造の変化が予測される中、我が国は持続可能で活力ある社会を目指した変革を成し遂げ」⁽⁴⁷⁾の必要があると述べている。

「グローバル化」とは、「情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で『国境』の意義があいまいになるとともに、各国が相互依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象」⁽⁴⁸⁾と説明されている。

「少子高齢化」の状況⁽⁴⁹⁾については、以下の通りである。我が国の総人口は、平成30年（2018）年10月1日現在、1億2,644人となっており、65歳以上人口は、3,558万人となった。高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、昭和25（1950）年には総人口の5%に満たなかったが、昭和45（1970）年に7%を超え、さらに、平成6（1994）年には14%を超え、平成30（2018）年10月1日現在、28.1%に達している。また、15歳～64歳人口は、平成7（1995）年に8,716万人でピークを迎え、その後減少に転じ、平成30年には7,545万人と、総人口の59.7%となった。

「Society5.0」とは、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」であり、「狩猟社会（Society1.0）、

農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画⁽⁵⁰⁾において我が国が目指すべき未来社会の姿として⁽⁵¹⁾提唱されたものである。

平成29年3月6日の中央教育審議会総会において、文部科学大臣から「我が国の高等教育の将来構想について」諮問を受け、中央教育審議会では、大学分科会将来構想部会を中心に約1年8か月にわたって審議を進め、平成30年11月26日に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」を取りまとめた⁽⁵²⁾。そこでは、20年以上先の2040年頃の社会変化の方向として、持続可能な開発のための目標（SDGs）⁽⁵³⁾、Society5.0・第4次産業革命、人生100年時代⁽⁵⁴⁾、グローバル化、地方創生⁽⁵⁵⁾の5つを挙げている。

このような状況を鑑みると、現代では、社会で自立し、活躍することができるように高等教育を受けることが必要となっていると考えられる。

（2）高等教育無償化制度

平成30年12月28日、政府の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」において、「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について」が決定され、文部科学省は、平成31年1月11日付（30文科高第954号）で、各国立大学法人学長、各学校法人理事長、各公立大学法人理事長、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役、放送大学学園理事長、大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、厚生労働者医政局長、厚生労働省社会・援護局長宛に対して通知した⁽⁵⁶⁾。この方針においては、「低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に就学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置

することとしており、一定の要件の確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に入学・在学している学生が支援対象⁽⁵⁷⁾となる。高等教育の修学支援新制度が2019年5月10日に通常国会で成立し、2020年4月1日より実施された。高等教育の就学支援新制度の支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生である。

5. おわりに

以上の考察によって、現代においては、高等教育を受ける必要性が高くなっていることが明らかになった。親が離婚した子の世帯の所得に関して、平成27年の母子世帯の母自身の平均年間収入は243万円⁽⁵⁸⁾と低い状況にあるが、低所得者世帯の学生については高等教育の就学支援新制度によって救済することが可能となった。しかし、子は親に経済的余裕があるならば、その者に高等教育費用を私的扶養という方法で請求することも可能と思われる。

親の未成熟子に対する養育費に関する従来議論は、有子離婚件数が増加したことにより、いかに離婚後の子の生活を経済的に安定させるのが主な目的であり、請求方法も民法766条に基づく父母間の監護費用分担として、一方の親が他方の親に請求することが多かった。しかし、子が親に対して高等教育費用を求める場合は、子自身が民法877条に基づく扶養権利者として親に扶養料を請求することが多くなると考えられる。高等教育の就学支援新制度という公的扶助と民法877条に基づく私的扶養との関連が、今後の検討課題になると考える。

注

- (1) 文部科学省 総合教育政策局調査企画課「学校基本調査—令和元年度結果概要」中の「令和元年度学校基本調査（確定値）の公表について」（令和元年12月25日）（https://www.mext.go.jp/content/20191220-mxt_

- chousa01-000003400_1.pdf 2020年9月29日アクセス)。
- (2) 文部科学省・科学技術・学術審議会 人材委員会「知識基盤社会を牽引する人材の育成と活躍の促進に向けて」(平成21年8月31日)(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/attach/1287784.htm 2020年9月29日アクセス)。
- (3) 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「平成30年我が国の人口動態—平成28年までの動向」(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/81-1a2.pdf> 9月29日アクセス) 35頁。
- (4) アメリカ法の状況について、石川稔「アメリカにおける子の扶養」『我妻榮先生追悼論文集 私法学の新たな展開』(有斐閣、1975年) 569頁以下及び早野俊明「高等教育と親の扶養義務—アメリカにおける法状況—」早稲田大学大学院法研論集49号107頁以下に詳細な研究がなされている。
- (5) 石川・前掲注4) 577頁。
- (6) 早野・前掲注4) 107頁。
- (7) 山口亮子『日米親権法の比較研究』(日本加除出版、2020年) 190頁。
- (8) 同188頁。
- (9) 早野・前掲注4) 108頁。
- (10) 早野・前掲注4) 108頁以下。
- (11) 有地亨「子に大学教育を受けさせる親の義務」『教育判例百選(第2版)』(有斐閣、1979年) 69頁。
- (12) 同69頁。
- (13) 國府剛「現代騰鬻考—親の子の学費負担をめぐる一考察」太田武男先生還暦記念『現代家族法の課題と展望』(有斐閣、1982年) 123頁以下。
- (14) 同126頁。
- (15) 同128頁。
- (16) 同132頁。
- (17) 同144頁。
- (18) 同144頁。
- (19) 同145頁。
- (20) 野上久幸『親族法』(三省堂、1928年) 595頁。
- (21) 谷口知平『日本親族法』(弘文堂、1935年) 530頁。
- (22) 國府・前掲注13) 145頁。
- (23) 泉久雄「子の専門教育と親の扶養義務」『家族法論集』(有斐閣、1989年) 114頁以下。
- (24) 同122頁。

- (25) 同122頁。
- (26) 同122頁。
- (27) 同124頁以下。泉久雄「子に対する親の扶養義務—学費負担—」『演習親族・相続』（有斐閣、1983年）106頁。
- (28) 中川善之助「親族的扶養義務の本質—改正案の一批評—（1）（2・完）」法学新法38巻（1928年）6号1頁以下、7号48頁以下。
- (29) 樋口範夫『親子と法・日米比較の試み』（弘文堂、1988年）203頁以下。
- (30) 同206頁。
- (31) 同205頁以下。
- (32) 同212頁以下。
- (33) 松嶋道夫「未成熟子の扶養」久留米大学法学第9・10合併号（1991年）16頁以下。
- (34) 中川善之助＝青山道夫編『実用法律辞典2 親子』（小川正亮）（第一法規出版、1969年）278頁。
- (35) 家事实務研究会編『家事財産給付便覧2』（新日本法規出版、1977年）1275頁。
- (36) 児童福祉法は、その後改正されているが、最近のものとして、児童福祉法の一部改正（令和元年6月26日法律第46号〔第1条〕令和2年4月1日施行）がある。現行児童福祉法1条は、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と規定されている。
- (37) 松嶋・前掲注33）16頁以下。
- (38) 同17頁。
- (39) 早野俊明「親の子に対する学費負担をめぐる一考察」早稲田法学会誌42号（1992年）383頁以下。
- (40) 同418頁以下。
- (41) 判例については、早野・前掲注39）で詳細な研究がなされている。
- (42) 島津一郎『家族法入門』（有斐閣双書、1964年）5頁。國府・前掲注13）126頁以下。
- (43) 奈良地葛城支部判決昭和30年9月1、國府・前掲注13）127頁、島津・前掲注42）5頁。
- (44) 判例時報666号60頁、有地・前掲注11）68頁。
- (45) 家判18号52頁、拙稿「私立大学進学及び扶養料の一本化」民商156巻3

- 号632頁以下。
- (46) 文部科学省『令和元年度文部科学白書』https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab202001/1420041.htm (2020年8月28日アクセス)。
- (47) 同186頁。
- (48) 文部科学省「グローバル化と教育に関して議論していただきたい論点例」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/004/gijiroku/attach/1247196.htm (2020年8月28日アクセス)。
- (49) 内閣府『令和元年版高齢社会白書(全体版)』https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2019/html/zenbun/sl1_1_1.html (2020年8月28日アクセス)。
- (50) 科学技術基本計画とは、平成7年に制定された「科学技術基本法」により、政府は「科学技術基本計画」を策定し、長期的視野に立って体系的かつ一貫した科学技術政策を実行することとなった。これまで、第1期(平成8～12年度)、第2期(平成13～17年度)、第3期(平成18～22年度)、第4期(平成23～27年度)の基本計画が策定された。そして、平成28年1月22日、平成28年～平成27年度の第5期基本計画が閣議決定された。(内閣府「科学技術基本計画」<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html> 2020年8月28日アクセス)。
- (51) 内閣府「Society5.0」https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/(2020年8月28日アクセス)
- (52) 中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf (2020年9月30日アクセス)。
- (53) 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものである。外務省「JAPAN SDGs Action Platform」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html> (2020年8月28日アクセス)。
- (54) 人生100年時代を見据えた経済社会システムを創り上げるための政策のグランドデザインを検討する会議として、人生100年時代構想会議が設置さ

れ、9回にわたって議論がなされ、平成29年12月には、「人生100年時代構想会議 中間報告」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsei100nen/pdf/chukanhoukoku.pdf>) が、平成30年6月には「人づくり革命 基本構想」(<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000023186.pdf>) が公表された。会議には、有識者として、『LIFE SHIFT』の共著者であるリンダ・グラットン教授も参加している。

- (55) 地方創生は、東京圏への一極集中を是正し、各地域で住みよい環境を確保し、活力ある日本社会を維持することを目的とする一連の政策をいう（内閣官房・内閣府「みんなで育てる地域のチカラ 地方創生」<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/>（2020年9月7日閲覧））。
- (56) 文部科学省総合教育政策局長清水明・文部科学省高等教育局長義本博司「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）」https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/01/24/1909413_3.pdf（2020年8月28日アクセス）。
- (57) 同2頁。
- (58) 厚生労働省「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11923000-Kodomokateikyoku-Kateifukishika/0000188136.pdf>（2020年9月29日アクセス）。